

平成30年3月26日(月)
午前10時30分～ 奈良県庁第一応接室

第16回奈良県税制調査会資料(2)

■ 「産業廃棄物税」について

奈良県



産業廃棄物税について

産業廃棄物税(平成16年設置)について、条例で、平成30年度を目途に、必要があると認めるときは検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされていることから、県税制調査会において以下のスケジュールで検討を行う。

○スケジュール

平成30年3月26日	県税制調査会	産業廃棄物税の状況を報告	※資料(3)にて説明
// 春～夏頃	県税制調査会	産業廃棄物税の検討結果を諮問	
// 秋頃	県税制調査会	産業廃棄物税の検討結果を答申	
平成31年2月県議会		産業廃棄物税条例の改正(案)を提案(答申反映)	

【参考】奈良県産業廃棄物税条例(抜粋)

(使途)

第19条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の徴収に要する費用として規則で定める額を控除して得た額を産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用に充てなければならない。

附 則

(検討)

6 知事は、平成30年度を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

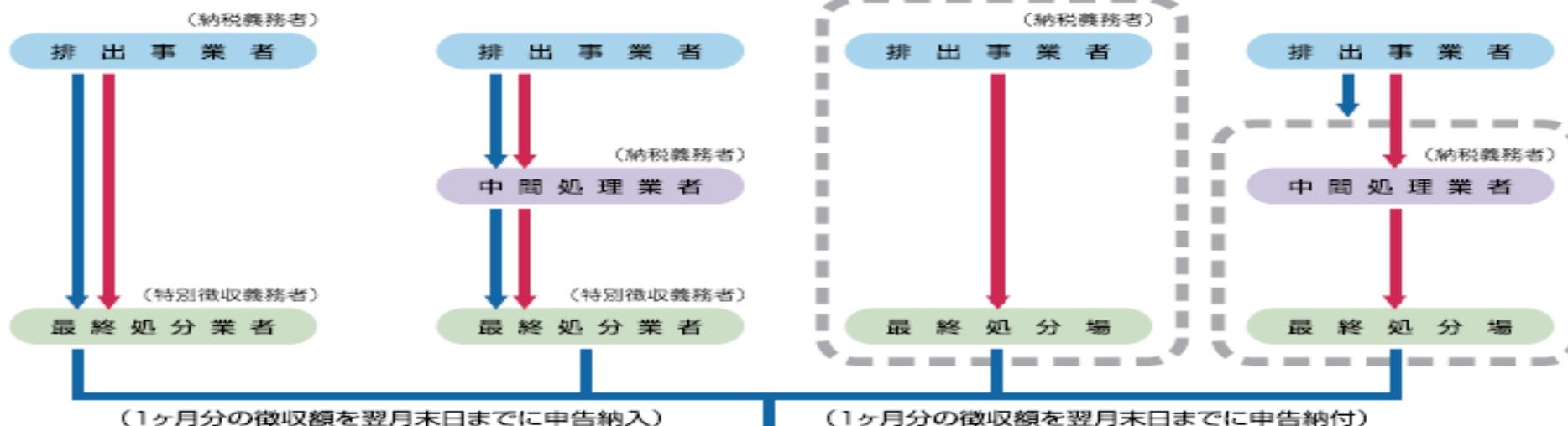
産業廃棄物税の概要

県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課税されるもので、排出抑制への推進支援、リサイクルへの推進支援、産業廃棄物監視強化対策等に充てられる法定外目的税

項目	内容
納税義務者	排出業者又は中間処理業者
特別徴収義務者	最終処分業者
税 率	最終処分場への産業廃棄物の搬入量1tにつき1,000円
申告と納税	1. 最終処分業者は、排出業者又は中間処理業者から産業廃棄物の埋め立て処分を委託された場合は、産業廃棄物税を徴収し毎月分を翌月末までに申告し納税 2. 排出業者又は中間処理業者がその排出する産業廃棄物の埋め立て処分を自ら行う場合においては、毎月分を翌月末までに申告し納税

【排出事業者等が最終処分業者へ埋立処分を委託する場合】

【排出事業者等が自ら設置する最終処分場で埋立処分をする場合】
(いわゆる自社処分の場合) ※この場合は申告納付



→ 産業廃棄物の流れ
→ 税等の流れ

施策等の推進
 (例) 排出抑制への推進支援
 ・リサイクルへの推進支援
 ・産業廃棄物監視強化対策等

産業廃棄物税について（答申）（平成25年11月14日）

産業廃棄物税について（答申）

平成 25 年 11 月 14 日
奈良県税制調査会

奈良県産業廃棄物税は平成 16 年 4 月に導入された法定外目的税である。導入にあたっては「経済的手法として『産業廃棄物税』を導入することにより、循環型社会の形成を目指し、産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量等の施策の一層の推進を図ること」を目的とし、課税を行う期間としては「特に定めないが、条例施行後 5 年を目途として、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要な措置を講ずる」こととされている。

そこで、条例施行後 10 年目を迎える本年、所要の検討を行い必要な措置について提言を行うものである。

<産業廃棄物税の評価について>

奈良県内の産業廃棄物排出量は平成 22 年度実績 1,539 千トン（平成 24 年度推計値で 1,544 千トン）、最終処分量は平成 22 年度実績 74 千トン（同 74 千トン）となっており、平成 17 年度実績のそれぞれ 1,696 千トン、99 千トンから産業廃棄物排出量は約 9%、最終処分量は約 25%の削減となっている。

他方、再生利用率（平成 24 年度推計値 47.8%）については、平成 17 年度とほぼ同率で推移しており、全国平均値も下回っている状況にある。

これらの実績から、産業廃棄物税の導入及び使途事業の実施効果としては一定の成果が得られていると認められるが、なお一層の産業廃棄物の排出抑制、特に再生利用を図るため、産業廃棄物税及び使途事業は引き続き継続することが適当である。

※ 産業廃棄物排出量等の動向については、産業廃棄物税を導入していない大阪府からの産業廃棄物の搬入が認められるなど、産業廃棄物税以外に、県内最終処分場の施設数及び埋立容量の減、企業間の取引事情など他の要因も少なからず影響していることが推測される。

<産業廃棄物税の課税方式について>

奈良県では、最終処分業者特別徴収方式を採用している。その類型である焼却処理・最終処分業者特別徴収方式を採用している県を含めれば、産業廃棄物税を導入している大半の道府県において同じ方式が採用されているが、近隣では排出事業者申告納付方式を採用している県もある。

この排出事業者申告納付方式については、排出抑制のインセンティブがより働くと指摘もあるが、排出事業者が意識するものは排出コスト全体であり、税額単体の意識の有無によりインセンティブが変わるものではない。むしろ、徴税は簡素であるべきとの原則に立って、引き続き最終処分業者特別徴収方式を採用することが適当である。

※ 排出事業者申告納付方式をとる滋賀県における産業廃棄物の最終処分目的による移動量を見ると、平成20年度以降、年によって増減はあるもののほぼ横ばいとなっている。

<産業廃棄物税の税率について>

奈良県では、産業廃棄物税の税率を 1 トンあたり 1,000 円としており、これは、産業廃棄物の排出抑制を推進するという観点と、産業廃棄物の他府県への流入を抑制するために考慮する必要がある他府県税率とのバランスの観点から決められたものである。

※ 導入当初より「特定事業を実施するための所要財源の確保の観点」は重視しないこととされ、総務省との協議においても財政需要については特段の見込みは立てていない。

税収は逡減（毎年前年比 1 割程度縮小）しており、平成 21 年度からは使途事業費が税収を上回る状況となっている。そのため、税率の引き上げについても検討の余地はある。他方、産業廃棄物の排出抑制の観点からは現在も一定の効果が認められること、他府県との均衡に配慮が必要であること、現時点でもなお過去の税収からなる基金積立金の残額があること等を考慮すると、税率は現行のまま据え置き、今後 5 年間に於いて税収と基金積立金の範囲内で使途事業費を賄うべく、使途事業の見直しを行うことが適当である。

<産業廃棄物税の使途事業について>

産業廃棄物税の使途事業費の実施効果については一定の効果が認められるが、平成 21 年度以降は、使途事業費が税収を上回り、これを賄うために基金積立金の一部を充当している状況である。

このため、税率の検討において指摘したとおり、使途事業については、その事業費が今後 5 年間で税収総額と基金積立金を上回ることがないように見直しを行うべきである。その際には、産業廃棄物の抑制効果を定量的に把握し、効果的な使途事業に重点化すべきである。特に、県直轄の研究開発や植栽等の一般的な啓発事業など、直接的な効果が明らかでないものについては、使途事業から除外することが適当である。

<産業廃棄物税の見直し規定について>

上記のとおり、税収と使途事業費について 5 年間でバランスさせることを踏まえ、5 年後には再び検討を行い必要な措置を講ずることが適当である。その際、当調査会で議論された、産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量を一層促進するための仕組みについても併せて検討することが適当である。